

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人刀圭会訪問リハビリテーション 本川越（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防リハビリテーション（以下訪問リハ等）について、次のとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問リハ等のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から、利用者の介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問リハ等のサービスを利用できるものとします。

第3条 （訪問リハ等計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問リハ等計画を作成します。
2. 訪問リハ等計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問リハ等計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問リハ等の目的にしたがって、訪問リハ等計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問リハ等計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問リハ等計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問リハ等計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問リハ等のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問リハ等計画書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条 （訪問リハ等サービスの内容）

1. 事業者は訪問リハ等サービスとして、訪問リハ等が利用者の居宅を訪問して下記のサービスを行います。
 - (1) 病状の観察
 - (2) 運動機能の改善（関節可動域訓練、筋力の増強・維持、関節拘縮の予防など）
 - (3) 日常生活動作の訓練（基本的な立つ、座る、歩くから入浴、更衣など）
 - (4) 自主トレーニングなどの指導・アドバイス
 - (5) 住宅改修・装具作成等のアドバイス
 - (6) 家族の方への介護方法のアドバイス
2. 利用者以外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約する必要があります。
3. 利用者の訪問リハ等は、サービスの提供の都度、利用者または利用者の家族の同意を得て、サービス提

供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。

第6条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問リハ等のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入いたします。
2. 事業者は、利用者の訪問リハ等のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。

第7条 （料金）

1. 利用者は、訪問リハ等のサービスの対価として、別紙「訪問リハ等重要事項説明書」に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月に訪問リハ担当者を通じて利用者にお渡しします。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、請求月末日までに病院窓口にて現金支払い方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第8条 （契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第9条 （利用者の解約権）

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日には契約は解除されます。

第10条 （事業者の解約権）

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、最早第1条に定めるこの訪問リハ等サービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、7日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第11条 （秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第12条 （緊急時の対応）

事業者は、訪問リハ等のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第13条 （賠償責任）

1. 事業者は、訪問リハ等のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第14条 （身分証携行義務）

訪問リハ等のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第15条 （協議義務）

利用者は、事業者がサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力をお願いいたします。

第16条 （連携）

事業者は訪問リハ等のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条 （相談・苦情対応）

1. 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問リハ等サービスに苦情がある場合は、いつでも別紙「訪問リハ等重要事項説明書」記載の苦情相談窓口に申し立てることができます。
2. 事業者は、利用者から提供した訪問リハ等サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

第18条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を作成し、利用者および事業者が署名の上、原本を事業者、写しを利用者が保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄：

住 所

氏 名

【事業者】 医療法人刀圭会本川越病院

訪問リハビリテーション 本川越

（事業所番号 1170405813）

住 所 埼玉県川越市中原町 1-12-1

理事長 眞島 任史